建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第50号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年岩手県規則第28号)の一部を次のように改正する。

改正前

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細 則

(趣旨)

する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)、建 築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成 28年政令第8号。以下「政令」という。)及び建築物のエネ ルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土 交通省令第5号。以下「省令」という。) の実施に関し必要 な事項を定めるものとする。

様式第1号(第2条関係)

「略]

年 月 日付けで提出又は通知をした建築物 エネルギー消費性能確保計画について、提出又は通知を取り 下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律施行細則第2条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第2号(第3条関係)

「略]

年 月 日付け岩手県指令 で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた特定建築物 について、特定建築行為を取りやめたので、建築物のエネル ギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条の規定によ り、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第3号(第4条関係)

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第 1項の規定に基づき報告の求めのあった特定建築物の建築物 エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建 築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4 条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行 細則

改正後

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関 第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に 関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)、 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令( 平成28年政令第8号。以下「政令」という。)及び建築物の エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28 年国土交通省令第5号。以下「省令」という。) の実施に関 し必要な事項を定めるものとする。

様式第1号(第2条関係)

「略]

年 月 日付けで提出又は通知をした建築物 エネルギー消費性能確保計画について、提出又は通知を取り 下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す る法律施行細則第2条の規定により、次のとおり届け出ます

[略]

様式第2号(第3条関係)

[略]

年 月 日付け岩手県指令 で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた特定建築物 について、特定建築行為を取りやめたので、建築物のエネル ギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第3条の規定に より、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第3号(第4条関係)

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条 第1項の規定に基づき報告の求めのあった特定建築物の建築 物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則 第4条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第4号(第7条関係)

「略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の 軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

「略]

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行 規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき 事項を記載した書類を添付してください。

「略]

様式第5号(第7条関係)

[略]

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条(同令第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証明します。

[略]

様式第6号(第8条関係)

[略]

年 月 日付けで届出又は通知をした建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、届出又は通知を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

「略]

様式第7号(第10条関係)

「略]

年 月 日付けで届出又は通知をした建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律第19条第1項各号に掲げる行為を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第8号(第11条関係)

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第 1項の規定に基づき報告の求めのあった建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物

様式第4号(第7条関係)

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規 則第11条の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能確保計 画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

「略]

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施 行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべ き事項を記載した書類を添付してください。

[略]

様式第5号(第7条関係)

「略〕

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条(同令第7条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証明します。

様式第6号(第8条関係)

「略]

「略]

年 月 日付けで届出又は通知をした建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、届出又は通知を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第7号(第10条関係)

「略]

年 月 日付けで届出又は通知をした建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第1項各号に掲げる行為を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第8号(第11条関係)

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第21条 第1項の規定に基づき報告の求めのあった建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築 <u>のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u>第11条の 規定により、次のとおり報告します。

「略]

様式第9号(第13条関係)

「略]

年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画について、申請を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条 第2項の規定に基づく申出の有無

[略]

様式第10号(第15条関係)

[略]

年 月 日付け岩手県指令 第 号 で認定の通知があった建築物エネルギー消費性能向上計画に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築 等を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて、次のとおり届け出ます。

1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条 第2項の規定に基づく申出の有無

[略]

様式第11号(第16条関係)

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の 規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の一層 の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエ ネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第16条の規定 により、次のとおり報告します。

[略]

様式第12号(第17条関係)

[略]

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に</u>関する法律施行細則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

「略]

2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>第35条 第2項の規定に基づく申出の有無 <u>物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</u>第11 条の規定により、次のとおり報告します。

「略]

様式第9号(第13条関係)

[略]

年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画について、申請を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35 条第2項の規定に基づく申出の有無

[略]

様式第10号(第15条関係)

「略〕

年 月 日付け岩手県指令 第 号 で認定の通知があった建築物エネルギー消費性能向上計画に係るエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて、次のとおり届け出ます。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35 条第2項の規定に基づく申出の有無

[略]

様式第11号(第16条関係)

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第37条の規定に基づき報告の求めのあったエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第16条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

様式第12号 (第17条関係)

[略]

エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等 に関する法律施行細則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

「略]

2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u>第35 条第2項の規定に基づく申出の有無 「略〕

様式第13号(第21条関係)

「略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の 軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

「略]

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行 規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべき 事項を記載した書類を添付してください。

「略]

様式第14号(第21条関係)

[略]

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更に該当していることを証明します。

「略]

様式第15号(第22条関係)

「略]

年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、申請を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第16号(第25条関係)

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第 1項の規定に基づき報告の求めのあった基準適合認定建築物 の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項につ いて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行 細則第25条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以 後に提出する届書等又は交付する証明書について適用し、同日前に提出した届書等又は交付した証明書については、なお従前の

「略〕

様式第13号(第21条関係)

「略〕

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規 則第29条の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計 画の軽微な変更に関する証明書の交付を申請します。

「略]

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施 行規則別記様式第1の第2面から第5面までに記載すべ き事項を記載した書類を添付してください。

「略]

様式第14号(第21条関係)

「略〕

年 月 日付けで提出のあった建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明書交付申請書に記載された次の特定建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条の軽微な変更に該当していることを証明します。

「略]

様式第15号 (第22条関係)

「略]

年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、申請を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第16号 (第25条関係)

[略]

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第43条第1項の規定に基づき報告の求めのあった基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第25条の規定により、次のとおり報告します。

[略]

例による。

3 この規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。